

東御市スポーツ・文化芸術活動指針 (部活動完全移行まで)

平成30年9月1日策定
平成31年4月1日改定
令和6年10月24日改定
東御市教育委員会

国は令和4年12月にこれまでの部活動に係るガイドラインを全面的に改訂し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（以下「国のガイドライン」）」を策定し、県教育委員会は、令和6年3月「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」を発表しました。その中で新たな地域クラブ活動への移行の方向性が示され、これまでの学校部活動の在り方を見直し、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域におけるスポーツ・文化芸術環境を整備していく中で、「地域において、子どもたちが生涯にわたって豊かなスポーツ・文化芸術に親しめる環境を構築すること」や「教員の働き方改革を推進し、学校教育の質を向上させること」に取り組むことが示されました。

東御市教育委員会では、国のガイドラインや新たに策定された県教育委員会の「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」を大事に受け止め、今までの「基本的な考え方」を継承しながら、本指針を改定しました。

この「指針」に示された主旨は、小学校の課外クラブにおいても十分留意してください。

各学校ではこれらを尊重しながら、自校の部活動等に対する考え方やその運営のあり方を検討し、必要な改善に努めてください。なお、本指針に記載されていない事項についても、県の指針を遵守してください。

【基本的な考え方】

- ☆ 児童・生徒の個性や良さを育てる活動にする。
- ☆ 児童・生徒の健康や家庭生活に配慮した活動にする。
- ☆ 学校全体で運営や活動内容等を共有する。
- ☆ 家庭の負担に配慮した活動にする。

1 学校部活動について

(1) 児童・生徒の個性や良さを育てるとともに、健康や家庭生活に配慮した活動にする。

中学校学習指導要領第1章総則では、部活動について学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること」と示されています。

中学生期の部活動は、生涯にわたってスポーツや文化・芸術活動に親しむ習慣を身につけ、体力・運動能力の向上を図ったり豊かな情操や感性を養い文化的活動の資質向上を図ったりするとともに、仲間と励まし協力し合う中で、公正さや規律を尊ぶ態度、克己心を培うなど、生徒が心身ともに健やかに成長していく上で、極めて重要な活動です。

また、小学生期の課外クラブにおいても、中学生期と同様にスポーツや音楽などへの興味・関心を高め豊かな人間性や感性を育むとともに、卒業後も積極的にスポーツや文化的活動に参加しようとする態度を育てていくことが大切です。

上記のことを踏まえて、以下のことに配慮した指導をしていく。

- ①生徒のスポーツ・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術に親しむ基礎を培うことができるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入を図ったり、芸術分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動を積極的に導入したりして、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ②生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら指導を行う。
- ③勝利や好成績を目指したり、今以上の水準や記録に挑戦したりすることは自然なことだが、そのみを重視した過度な活動とならないよう十分に留意する。
- ④中学生期だけでなく、生涯にわたるスポーツ・文化芸術活動へとつなげていく責任を担っていることを自覚し、生徒の多様なニーズに応じるため、生徒との意見交換等を通じて生徒の実態に応じた運営、生徒の主体性を尊重した活動の工夫をする。
- ⑤適切な休養日と活動時間の設定をする。

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。

平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会コンクール、各種発表会等への参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないよう配慮する。

イ 長期休業中は、休業期間の半分以上の休養日を設定する。

特に、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるようできるだけ平日に行うよう配慮するとともに、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は、長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

エ 放課後の活動時間の確保を基本とし、朝の運動部活動は、原則として行わない。

オ 移行期においては、学校部活動と地域クラブ活動の両方で活動するケースや、今後、複数の地域クラブで活動するケースも考えられるため、指導者は生徒の活動時間や内容を把握し、指導者間で連携の上、生徒のニーズに応じた活動にする。

(2) 学校全体で運営や活動内容等を共有する。

完全な地域移行まで行われる学校管理下での部活動等は、校長の責任のもと、学校組織全体で運営方法や指導方針を検討、作成することが必要です。部活動等は、部単位での活動が中心のため、顧問や部活動指導員・外部指導者の適切な判断のもとで実施されていくことが多くなりますが、顧問に任せきりになっては部活動等に関する客観的な判断が鈍ったり、顧問の負担が重くなったりすることもあります。

上記のことを踏まえ、以下のことに配慮して学校全体で運営や指導をしていく。

- ① 校長が各部の日常の活動や指導の状況を的確に把握できる体制づくりを進め、必要に応じて適切な指導ができるようにする。
- ② 顧問会や部活動運営委員会等を定期的実施し、適切な運営ができているかを見返すとともに、指導内容や方法、児童生徒の状況について情報や意見を交換する。
- ③ 児童生徒や保護者の思いを踏まえ、生徒の心身の発達を図り、生涯大切にできるスポーツ・文化芸術活動となるよう、活動目標や活動方針及び年間活動計画を立案する。

(3) 家庭の負担に配慮した活動にする

小学校の課外クラブも含め、部活動等における保護者の理解や連携は大切です。各学校は保護者負担を減らす努力をしていくことが求められます。

上記のことを踏まえ、以下のことに配慮していく。

- ① 中体連の大会以外への参加は必要性を吟味し、精選を図る。
- ② 郡外への練習試合等は極力控える。
- ③ 部活動等の開始や終了時刻に配慮するとともに、他の行事や教育活動と重なることで家庭の負担が増大しないようにする。
- ④ 大会や練習試合等への参加は顧問か部活動指導員、校長から依頼された外部指導者による引率とし、保護者の負担になる送迎等を減らす工夫や努力をする。
- ⑤ 送迎において相乗りをしないようにする。(責任の所在が曖昧にならないようにするため)

2 部活動外部指導者について

東御市では、運動部活動では、日本体育協会加盟団体の認定指導員資格を持つ方で、東御市スポーツ協会より推薦され、東御市教育委員会が認めた方のうち、校長が面談の上、学校の方針に合致すると認めた方に外部指導者をお願いすることができます。文化部活動については教育委員会に相談してください。部活動が、生徒にとってより充実した活動になるためには、外部指導者の協力がなくてはなりません。部活動において、外部指導者の力を十分に発揮していただくためのポイントをまとめてみました。

(1) 外部指導者の役割

- ① 顧問教師を技術指導の面や練習へ取り組む姿勢作りの面からサポートすること。
- ② 顧問教師の求めに応じ、部活動の練習計画や練習メニュー、練習試合や大会等の選手の起用について助言すること。
- ③ 大会や練習試合等への引率(校長が依頼した場合)

(2) 外部指導者に求められる資質

外部指導者は、学校教育目標具現のための一翼を担っているという自覚をもっていることが大切です。したがって、生徒の前に立って指導を行う外部指導者には、教師と同様の資質が求められます。

- ① 指導に対する熱い思い
勝利主義に陥らず、指導者としての使命感や誇りをもち、子どもの人権を尊重する愛情や責任感があること。
- ② 専門家としての確かな力量
専門とする種目に関する知識、子どもを理解する力、生徒指導力、集団指導力、技術指導力があること。
- ③ 学校組織の一人としての自覚
部活動の顧問をはじめとする学校職員、他の外部指導者や保護者とも協力していくことのできる協調性があること。ハウレンソウ(報告・連絡・相談)の確実な実施。
- ④ 指導者としての責任感
体罰やセクハラととられかねない言動は慎む。部活動にかかわることによって知り得た、子どもに関する情報の守秘義務を守る。など、行動に責任をもつこと。
- ⑤ 総合的な人間力
子ども的人格形成にかかわる一人の人間として、豊かな人間性や社会性、常識と

教養、礼儀作法をはじめ対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質を備えていること。また、子どもを一人の人間として認め、尊重することのできる人権感覚を備えていること。

(3) 外部指導者が気をつけなければならないこと

技術指導は、生徒が部活動の中で最も期待を寄せる部分であり、部活動指導の中で大きなウエイトを占める部分です。そのため、部活動指導において、外部指導者が大きな発言力をもつことは少なくありません。外部指導者が生徒や保護者から信頼されることは、指導の効果を上げる上で大切なことですが、

- ① 練習日・練習時間・練習メニュー等を、独自の判断で変える。
- ② 独自の判断で、練習試合、大会を組む。
- ③ 生徒を校外に連れ出す。(校長が引率を依頼した場合を除く)
- ④ 部活動以外の時間に生徒を指導する。
- ⑤ 生徒の保護者と直接連絡を取る。(校長が引率を依頼した場合を除く)

などは、外部指導者に与えられた役割を越えるものとなるため、気をつけなければいけません。外部指導者が部活動において大きな力を発揮するためには、顧問教師との連絡を密にし、与えられた役割の中で活躍することが大切です。

3 学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けて

- (1) 休日・平日ともに、全ての学校部活動を、地域クラブ活動に移行する。
- (2) まずは、休日の学校部活動について、令和8年度末を目途に地域クラブ活動に移行することを目途とする。
- (3) 平日はできるところから移行を進め、平日の移行が難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施する。
- (4) 地域において実施されている社会体育活動や社会文化活動は「地域クラブ活動」に包含されることになる。
- (5) 東御市部活動地域移行検討会を設置し、地域クラブ活動の受け皿・地域指導者（含教員の兼職兼業）・活動場所・活動内容・会費・保険等について、関係者から意見を聴取し、地域移行完全実施に向けて推進していく。
- (6) 完全に地域移行をするまでは、学校部活動と併存をしていく。

4 新たな地域クラブ活動について

- (1) 生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図り、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指す。
- (2) 地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を整備する。
- (3) 地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、練習スケジュール等の共通理解を図り、生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。
- (4) 休養日について
 - ① 「1 学校部活動」に準じ、休養日を設定する。
 - ② 地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
 - ③ 平日の活動も始まったら、「1 学校部活動（1）⑤」に準じる。